

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案の概要

国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずる。

法案の概要

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 農林水産大臣等が定める「国有林野の管理経営計画」を拡充し、国有林だけでなく、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林についても、その整備及び保全ができるよう措置
 - ※ 地域の実情に応じ、巡視や林道の整備等のほか、野生動植物の生息・生育環境の保全、外来植生の駆除等を想定
- 分収林契約について、長伐期施業の推進のため、契約期間を延長できるよう措置
- 共用林野制度について、地域住民の共同のエネルギー源として、国有林野内の立木を使用できるよう措置

森林法の一部改正

森林管理局長は、公益的機能の維持増進のため必要があると認めるときは、国有林に隣接する民有林について、森林所有者等と協定を結び、当該民有林の整備及び保全を行うことができるよう措置

特別会計に関する法律の一部改正

国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施することとする。

既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置する。

※ あわせて、債務の返済期限、利子補給等についても規定。

その他、国有林野事業職員の労働関係、給与等について定める各法律の改正等を措置

期待される効果

国有林と民有林の一体的な整備・保全が図られ、森林の有する公益的機能が十全に発揮される。